

## 平成30年度 第1回 羽曳野市男女共同参画推進審議会 会議録

開催日時 平成30年7月30日（月）14時00分～16時08分（2時間08分）

会議場所 羽曳野市役所 別館3階会議室

出席者 【出席委員】13人 ※欠席：1人  
【事務局】  
市長、市民人権部長、人権推進課長、参事、主査

1. 開会
2. 委嘱状交付  
出席した13人の委員に市長より委嘱状交付を行った。  
任期は平成30年6月1日からの2年間とした。
3. 市長あいさつ
4. 羽曳野市男女共同参画推進審議会委員紹介  
資料1「羽曳野市男女共同参画推進審議会名簿」を用いて委員の紹介を行った。
5. 羽曳野市男女共同参画推進審議会についての説明  
資料2-1「羽曳野市男女共同参画推進審議会の職務について」及び資料2-2  
「意見等処理のしくみ」を用いて、男女共同参画、審議会について事務局より説明を行った。
6. 羽曳野市男女共同参画推進審議会会長及び副会長の選出について  
委員の互選により、正副会長を選出した。
7. 正副会長就任あいさつ
8. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて
  - ①平成29年度推進状況調査結果報告  
第3期プランについて説明を行い、135の施策の方向・方向性のうち、127において施策担当課が関連事業を実施していることを伝え、資料3「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン 平成29年度取組状況」の配付をもって報告とした。

### 【意見】

会長：議会選挙で男女の候補者数をできるだけ均等にしよう求める法律（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）、これは、政党だけに求めるものではなく、国や地方自治体に対しても実態調査や環境整備、人材育成などに取り組み、必要な法制や財政上の措置を講ずるものと定められている。すでに第3期プランができた後に、この法律が成立しているが、羽

曳野市としては、何かこの法律に基づいて市としての働きかけか何か取り組む予定はあるのか。

事務局：国や大阪府の方針が出ていない中で、市としての具体的な方針は固まっていない。

会長：市議会議員の女性割合をうかがいたい。また、市の職員だが、課長補佐相当職、課長相当職、部局長次長相当職の全国平均を見ると市区町村では、課長補佐相当職が27.3%、課長相当職が15.6%、部局長次長相当職が7.5%だが、羽曳野市ではどのような割合となっているのかうかがいたい。

事務局：市職員の割合については後日連絡させていただきたい。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、市のウェブサイトで情報を公開しているのでお伝えする。市議会議員の女性割合は、議員17人のうち6人が女性議員で3割を超えており、全国でも上位である。

会長：全国の市議会議員の平均が14.0%なので羽曳野市は倍だと思った。どうして、羽曳野市は市議会議員において女性の進出が可能だったのか、教えていただきたい。

委員：会議に参画して意見ができる部長、課長の女性の割合は前にうかがったときと変わったのかうかがいたい。

事務局：昇格や退職などの人事異動があるので割合は変わるが、正確な数値については後日回答させていただきたい。

市として着実に、計画的に取り組んでいる。課長の下となる参事に女性職員はかなり登用されており、このプランの、10年間には伸びるのではないかと考えている。

市議会議員の女性進出状況についても後日回答させていただきたい。

## 9. 人権推進課男女共同参画事業について

資料4「平成29年度 男女共同参画事業 実施報告」を用いて人権推進課が実施した事業について説明を行い、委員からの意見を募った。

### 【意見】

委員：羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、所属長が委員になるということだが、女性の割合が低いのではないかと思います。会議に参加するのは他の職員という可能性はあるのか。

事務局：女性の課長も増えており、障害福祉課、高年介護課、地域包括支援課、健康増進課は女性が課長として配属されている。また、平成30年度に実施した会議も所属長だけでなく、実務者も参加していることから、極端に性別が偏ることはなかった。

委員：暴力に対する正しい理解、私は産業カウンセラーもしているので、仕事ということで相談を受ける。暴力の相談のときもそうだが、女性に対しての捉え方というか、加害者、男性を擁護するというか、「あの様に口答えするからそういう風にされるんだ」とか、まだまだそういった認識がある。これは、男性だけでなく、女性にもあつたりする。「暴力を振るわれていると言うが、あの人にも問題があるんだ」という感覚がはびこっているのではと思う。どういう状況であっても、いじめも全てそうだが、被害者は加害者がいなければ発生しない。被害者は100%悪くないという考え、その辺のところをしっかりと捉えながら進めていただきたい。

委員：羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議の中で、具体的に二次被害につい

て事例が出ていれば内容を教えていただきたい。

事務局：二次被害の事例は出ていない。この会議では相談者が相談員から受ける二次被害について、また、相談時だけでなくその後の対応によって二次被害を受ける可能性があることなどについて説明、情報提供を行った。

委員：平成30年度で1回開催したとのことだが、次の会議は決まっているのか。

事務局：まだ決まっていない。

委員：いつになるのか。

事務局：この会議には、緊急時に対応できるよう「事例検討会議」を設置できることとしている。配偶者暴力被害者の相談場所としては、人権推進課の女性相談があり、また、他の相談窓口、例えば福祉の窓口で相談されるということもあるので、本人同意があれば、被害者支援に関係する課で情報を共有していければと考えていることから、必要に応じて「事例検討会議」を開催していくこととしている。

会長：この連絡会議は、市の窓口に来た案件だけが対象となるのか。警察が把握している案件はどうか。

事務局：被害者の希望がある、事件性があるなど場合によっては警察と情報共有することはあるかと思うが、女性相談でうかがう配偶者暴力で警察と情報共有することはない。今はまだ、内部（庁内）での会議にとどまっており、今後関連する外部の機関との会議を設置できれば、警察とも共有していくこととなると考えられる。

委員：私は、男女共生セミナー「簡単な東洋医学講座とセルフケア～経絡とツボでできる健康予防～」に参加した。皆さん他の参加者とも話をして楽しくしていて良かったと思うが、この内容が男女共同参画とどう結びついているのかと思った。「きっと家事が楽しくなる！～スーパー主婦の家事ワザ紹介～」は男性向けかと思う。参加者が少ないのではないかとと思う。市の広報に出ているだけか。

事務局：市広報と市内公共施設へのポスター掲示、市ウェブサイトにも掲載している。また、男女共同参画の基本方針には健康支援もあり、特に女性であれば、世代、世代でのからだの不調などがあるので、そういったことを知っていただく講座内容としている。

委員：連絡会議設置の前に開催した会議は、組織された18の課が全部参加したのか。

事務局：ほとんどの課が出席した。

委員：年に何回か会議をすと思うが、出席者は男女どれくらいの割合か。内容から男性も女性も両方関係するものが多いと思うが、男性が多いと女性は発言できないのではないかとと思うがどうか。また、何か起きたときには全体会議をするのではなく、いくつかの課で解決に向けてとなるのか。

事務局：連絡会議には「事例検討会議」を置くことができるので必要に応じて対応することとしている。連絡会議では大きな課題、全体での意見交換や情報共有をすることとなる。

委員：男女共生セミナーについては、アンケートもしていることと思うので、その内容に基づいて今後も幅広く考えていってもらいたい。  
連絡会議の件で、「住民基本台帳事務における支援措置について」と「住民登録外者（住登外）について」具体的に説明されたい。

事務局：「配偶者等暴力被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与」を平成29年度より人権推進課で実施したものである。配偶者

等被害者の方を保護するもので、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止するものである。配偶者等暴力を受けた被害者がその危険な場所からはなれ、違った場所で生活をする際に支援するもの。支援措置を申し出られた場合は、裁判所が発行する「保護命令決定通知書の写し」などによりその必要性の確認をするが、そのような書類を持たない方もおられ、その場合、女性相談において話をうかがい、その必要性を確認して意見を付与することである。

「住民登録外者（住登外）」は、本市の住民基本台帳に登録してないで居所を本市にしている者のことである。このときの案件では、この住登外の方への対応の確認を行った。

資料5「平成30年度 男女共同参画事業 実施計画」を用いて人権推進課が平成30年度に予定している事業について説明を行い、委員からの意見を募った。

#### 【意見】

- 委員：配偶者暴力被害者、児童虐待と資料に書いてあるが、私の周りでそういうことを聞いた事がない。先日、婦人会と警察との交流会をしたときに羽曳野市での相談などの状況をうかがったら、大阪府内で22番目の相談件数だということびっくりした。婦人会活動をしているが、聞いた事がなかった。
- 会長：警察で、傷害事件や暴行事件、殺人事件といった形で把握されているということがある。
- 委員：男女共生セミナーは日程を男性が参加しやすい曜日に設定するなど考えられていると思う。しかし、男性の参加が少ない。理由は考えられるか。子どもの虐待については敏感である。またそこには配偶者暴力があるということも聞いているので、協力して進めていきたい。
- 事務局：以前は男性対象のセミナーを実施していたが、現在の参加者は少ない。また、女性の参加者も50代、60代以上の方が多く、広報を見ている世代となっているのかとも考えている。
- 会長：児童虐待を専門としており、全国の都道府県に対して児童虐待の施策に関するアンケートを行った。岐阜県では妊婦に配布する母子手帳に加え、配偶者へ「父子手帳」を配布して若い父親に赤ちゃんとはどんなものなのか、扱い方について伝える。無知から虐待が発生しているのでそういったことをなくすための啓発事業となっている。家事ということもあるが、特に育児に関して若い父親に対する啓発事業が大切ではないかと考える。
- 委員：プランの推進、施策を実施するためにきめ細かな事業をしている。これは、回数を重ねないことには所期の目的はなかなか浸透しないだろうと思う。男女共生セミナーへの男性の参加が少ないことは気になるが、引き続き進めていただきたい。  
平成30年度の実施計画に記されている意見付与の対応件数は平成30年度のみ件の数かうかがいたい。
- 事務局：平成30年度のみ件の数です。
- 委員：平成30年度はすでに3件もあったので、確認した。
- 委員：男女共生セミナーは積み重ねていって、参加者が増えていくのかと思う。女性の方がそういう中に入りやすく、男性は入りにくいのではないかと周

りを見ていて思う。高齢者施設でも同じで、男性はまず孤立から入ることが結構あると聞く。男性も興味のあることがあると思うので、回数を積み重ねていただきたい。

子どもの虐待、子どもの状態や暴力を振るわれていることがわかってきたら、家庭の中の状態がわかり、子どもだけでなく、女性差別や男女間のいびつな関係があり、配偶者暴力も含めてわかってくる。いろんなことが男女共同参画として、男性、女性と2つのことではなく、いろんな絡みで子どもであったり、高齢者であったり、障害者であったり、いろいろな絡みがあってつくられてしまったと再確認した。

委員：男女共生セミナーについては、私もセミナーを実施しているので参考になる。こちらが伝えたいことがあるときは、たくさん来ていただきたいし、興味のある内容で楽しく過ごしていただく中に市からのメッセージを入れていくことになるかと思う。引き続き、多くの方に来ていただけるテーマづくりをしていただきたい。

「配偶者等暴力被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与」については、ハローワークの窓口でも意見付与をしてもらえないかとの問い合わせがある。このことについての広報はどうされているのか。

事務局：意見付与に関する広報は行っていない。市民が支援措置の申し出をするために市役所、市民課に来られた際に話をうかがい、意見付与が必要な場合は相談機関の紹介を行っている。その中から申出者が相談しやすい窓口を選ぶことができるようになっている。

委員：羽曳野市の地域社会はまだ、壊れるところまでいっていないと思う。社会福祉協議会と行政とが一緒に進めているのは、それぞれの地域で自助、共助、公助と一番大事な近所と。近所づきあいをしてもらう。近所づきあいというのは「おはよう」や「こんにちは」などの言葉です。そういう活動をしてもらっている。それによって子どもたち、障害者、高齢者のいじめや暴力、そして、人権問題や差別、そういうことのない社会をつくらうとがんばっている。男女共同参画も地域福祉と同じだと思う。ただ、事業計画があまりにも難しすぎる。担当者としたら、羽曳野市が男女共同参画のための基本的な姿勢、方向づけ、そういう市の考え方を示してほしい。各事業は各課でするわけなので、総もとの人権推進課では方向づけをして、民生委員や区長、行政を引っ張ってほしい。男女共同参画も地域福祉もいろんな関係課が独自に事業をしているが、横のつながりが弱い。連絡の不十分な面があるので、そういうことのないようにしてもらって、男女共同参画でも市としての大事な施策は何かをある程度決めてもらって、東地区、西地区、中地区とそれぞれ地域性があるのでなかなか難しい。一本の方針ではいけないので、柔軟に対応できるようなことで進めてほしい。ある程度、事業をするときには財源を入れてもらう。そうでないと人材育成ができない。男性の参加が少ないことでは、区長や自治会長の参加は男性が多い、民生委員やボランティアの参加は女性が主になっている。羽曳野市の地域の特色だと思う。区長は1年で替わるころが多い。民生委員は3年、6年、9年される方がいて、経験豊富なところはそれぞれの特色を持った事業をし、地域のつながりができてきている。人材育成をもっと積極的にしてもらいたいのではないかと思います。担当課もしてくれているが、成果が上がるように視点を変えて大きい立場で引っ張ってほしい。

しい。

## 10. その他

### ①フィールドワーク等について

羽曳野市男女共同参画推進審議会としてではなく、委員の自発的参加での実施としてフィールドワークの実施場所、時期について意見交換された。

実施場所については2つ候補が出たことから、正副会長と事務局で相談、調整して、委員へ案内することとした。また、このフィールドワークは審議会としてではなく、自発的参加であることを確認したうえで、会長より参加を呼びかけた。

### ②次回の審議会の案件及び日程について

次回の審議会は、本日の会議の中で懸案事項等がなかったことから、平成31年度まで開催しないこととし、案件及び日程については正副会長と調整し、通知することとした。

なお、意見等の申し出により審議会に諮問することとなった場合は、別途通知させていただく旨の説明を行った。

(閉会)

## 【配付資料】

### ・事前配付：

会議次第

資料4 平成29年度 男女共同参画事業 実施報告

資料5 平成30年度 男女共同参画事業 実施計画

### ・当日配付

会議次第

資料1 羽曳野市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料2-1 男女共同参画・審議会の職務について

資料2-2 意見等処理のしくみ（イメージ）

資料3 第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン 平成29年度推進状況